

傍聴要領（遵守事項）

沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴は、事前に傍聴希望の届出を行ってください。届出の受付は先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
- (2) 会議当日は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を伝え、確認を受けた上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴に当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただきます。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 会議において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、会議の支障とならないようにすること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 新型コロナウイルス等感染症拡大防止のご協力について

次の項目に該当する方は、傍聴の自粛をお願いします。

- ① 発熱の症状がある方（体温 37.5 度以上）
- ② 風邪の症状のある方